

令和2年7月10日

会員法人 各位

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症防止について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言については、令和2年5月25日に全県解除されましたが、解除後においても再度感染が拡大する可能性があることを踏まえ、有老協では、会員ホームの現状を把握することを目的に「ホームにおける新型コロナウイルス感染防止対策に関する緊急アンケート」を実施いたしました。ご多忙の中ご回答いただきました皆様、ご協力ありがとうございました。別紙のとおり取りまとめましたのでご確認ください。

有料老人ホーム等においては、感染症への抵抗力が弱い入居者の生命の安全を第一に考える立場から、最大限の感染防止措置をとってきたところであり、これらの取り組みが有料老人ホーム等における感染者数の抑制に大きく寄与してきたものと考えられます。

このため、緊急事態宣言の解除に伴って、これまでの感染防止措置を直ちに全面的に緩めてしまえば、せっかくこれまで努力してきたことが水泡に帰す危険性もあります。現に緊急事態宣言の解除が最後となった5都道府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道）内においては、現時点でまだクラスターの発生事例が報告されており、その前に解除された8府県（大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、石川、福岡、茨城）内においても、一定数の新規感染の発生が報告されております。

また、他国においては終息したものとされた後に感染の第2波が発生した例があり、我が国においても、第2波、第3波の発生を予想する考え方が根強くあります。

これらを踏まえ、有料老人ホーム等における感染防止措置の緩和に関する基本的な考え方を下記の通りお示しします。なおこの基本的な考え方は現時点でのものであり、今後感染の状況に応じ、感染症専門医の意見なども総合的に勘案して適宜必要な見直しを図って参ります。

記

1. 介護業務における感染防止の取り組み

介護業務においては、利用者に対するいわゆる「三つの密」を避けられない中で、介護保険最新情報 vol.808 等の厚生労働省の各種通知に沿って出勤前の検温・マスク着用・手洗い徹底・パルスオキシメーターでのチェック、をはじめとする最大限の感染防止の取り組みをしていただいていたところであり、このことが利用者に対する感染防止の最後の砦として機能してきたものと考えられます。このため、感染のリスクがなくなったと考えられるまでの当分の間は、基本業務としてこれらの取り組みを継続する必要があると考えられます。

なお、過去には休憩室における職員間の感染も発生しておりますので、就業中の必要な箇所の消毒やマスクの着用、換気の徹底などの取り組みも継続していただければと存じます。

2. 職員の職場外での行動に対する指導

職員の職場内での業務等の取り扱いは前述の通りですが、各ホームにおいては、職員の職場外での行動についても慎重な対応をとるよう指導をしてこられたことと存じます。現在でも、職員が職場外で感染し、ホームに持ち込むリスクはまだ完全に無視できるほどに小さくなったものとは考えられないと思われれます。

このため、感染のリスクがなくなったと考えられるまでの当分の間は、職場外での行動について慎重な対応をとるよう指導を継続することが必要であると考えられます。

具体的には、職員の職場外での行動について、「三つの密の回避」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの「新しい生活様式」を前提としつつも、可能な限り抑制的な対応をするよう指導をすることが考えられます。少なくとも、国が示す3週間ごとの3段階緩和の例示において対象外となっているライブハウスや接待を伴うバーなどの「三つの密」が回避できない施設への出入りや、緊急事態宣言の解除が最後となった5都道県（東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道）への旅行については厳に慎むよう徹底することが肝要と考えられます。

3. 家族等との対面会等の対応

家族との対面会会の考え方については、現状でも、家族等が様々な場で感染し面会の場面でホームに持ち込むリスクはまだ完全に無視できるほどに小さくなったものとは考えられないと思われます。

しかしながら、面会制限の継続は、利用者、ご家族等のご不満や施設に対する不信感につながってしまいかねず、感染防止のための最大限の配慮をしつつ、徐々に現実的な措置をとっていくことが求められます。

これらのことから、家族等との対面会については、これまで全面的な面会の制限を行ってきた場合は、少なくとも看取り期にある入居者については面会を可能とすることが考えられます。

その上で、さらに看取り期以外の利用者全般に対する面会まで拡大するタイミングについては、各地域における感染のリスクには地域差が大きいことから、ホームの所在地域、ご家族等来訪者の所在地域なども加味し、それぞれの感染のリスクを見極めながら慎重に対応ください。

以下に、対面会会の開始に伴う注意点や、ご家族向けの案内文書を示しますので運営の参考になさってください。

なお、タブレット・スマホ等を活用したWEB面会を導入するなど、対面会会の代替え措置ともなりえ、ご家族や入居者への満足につながるような取り組みにつきましては、引き続きご検討をお願いいたします。

また、改めて緊急事態宣言などの発令があった場合など、各地域において感染の再拡大の状況がみられた場合は、すぐに中止できるようにすることが必要となる点にご留意ください。

○対面会会方法についての注意点

- ① なるべく居室での面会を避け、密閉されていない別室を設けるようにすること
- ② 面会の人数は最小限とすること
- ③ マスク着用を必須とすること（さらに飛沫を避ける方法として、ホームの判断により、窓越しでの面会、アクリル板やビニールカーテンなどの使用、フェイスガード・キャップ・ガウンなどの使用や、入居者と家族等と面会の距離をとるなどの工夫も考えられます）
- ④ 入館時には、検温を実施し、来訪者の健康状況等を確認すること
- ⑤ 入館時及び面会後の手指消毒を必須とすること
- ⑥ 原則予約制とし、あらかじめホームで定めた時間以内とすること
- ⑦ 手を握ることは事前・事後に手指消毒を着実に行えば差し支えないが、抱擁は避けること
- ⑧ 訪問者が自身や入居者の汗・涙・鼻水などを触らないよう注意すること
- ⑨ 各ホームで面会についてのルール作りを行い、職員・家族等に周知すること

4. ホームで感染症が発生した場合の注意点

本協会が地方自治体のご協力を得て情報収集した結果では、これまでに感染症が発生したホーム（サ高住含む）は 34 か所で、うち協会会員ホームは 18 か所あります。

感染源の傾向としては、住宅型ホームでは併設するデイサービス利用者、介護付ホームでは外部の医療従事者や退院した入居者、が特徴です。高齢者施設での感染症発生は老人保健施設が非常に多く、感染源は医療従事者が多くなっていますが、有料老人ホームでも同様の傾向がみられます。入居者の通院や退院後、ホームへの訪問診療の受け入れ、等には十分ご注意ください。

これまで本協会が感染症発生ホームへの対応を行った中での主な注意点を以下に示します。

□感染者が発生したら、保健所への連絡と同時に、自治体へ報告してください。

保健所と自治体の有料老人ホーム所管部局との間で情報交換が行われていない場合があります。自治体に所定の事故報告様式を用いて第一報を行ってください。

□サービス提供記録の提出準備をしてください。

感染者が発生した場合、保健所が調査を行い、「濃厚接触者」又は「濃厚接触疑い者」の判断を行います。この時に必要なのはサービス提供記録です。このような資料（エビデンス）に基づいて濃厚接触者等の判断を行いますので、記録を速やかに提出できず、職員全員が濃厚接触者疑い者として自宅待機を余儀なくされた事例がありますのでご注意ください。

□PCR 検査の自主的实施をご検討ください。

対応する保健所によりますが、職員と入居者全員の PCR 検査を速やかに、かつ自主的に実施し、結果的に職員の自宅待機者を最小限に減らすことができた事例があります。

実施に当たっては、協力医療機関等へご相談ください。

□職員のバックアップを準備してください。

自宅待機者が多くサービスの提供に支障が出る場合に備えて、代替要員の確保を行ってください。複数ホームを運営する会員は比較的確保しやすいのですが、1社1ホーム運営の会員の場合は、まずホームを所管する自治体へご相談ください。

なお、代替要員が感染してしまった事例がありますので、人選は慎重にお願いします。

□サービス内容の縮小を検討してください。

職員が減少する場合、状況によって入居者に提供するサービスを縮小せざるを得なくなります。この場合、代替手段や最低限のサービスへの絞り込みなどについて、入居者・家族と調整し同意を得た上で提供内容の変更を行ってください。

本協会では、会員サービスとして、感染症が発生したホームへの対応支援や自治体対応支援を実施しています。万が一発生した場合は、いつでも本協会へご連絡ください。

（問い合わせ・連絡先）

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 事業推進部

東京都中央区日本橋 3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル 7 階

TEL 03-3272-3781 FAX 03-3548-1078

以上